

## 6 神栖市生涯学習担当者会議の設置に関する要項

(設置)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、神栖市生涯学習担当者会議(以下「担当者会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 担当者会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 生涯学習に関する各課等との連絡調整に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関する情報交換及び調査に関すること。
- (3) 神栖市生涯学習推進計画の進行管理に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 担当者会議の委員は、別表第1に掲げる課等の長が推薦する者及び別表第2に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 担当者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、担当者会議を代表する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 担当者会議の庶務は、生涯学習所管課において行う。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

総務課
政策企画課
市民協働課
広報戦略課
社会福祉課
障がい福祉課
こども政策課
こども家庭課
長寿介護課
健康増進課
保健予防課
防災安全課

廃棄物対策課
都市計画課
農林課
環境課
観光振興課
企業港湾商工課
教育総務課
教育指導課
文化スポーツ課
中央図書館
中央公民館
矢田部公民館

別表第2(第3条関係)

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
------------------